

都市計画に関する公聴会開催のお知らせ

沖縄県が決定する那覇広域都市計画区域区分の変更の案を作成するにあたり、住民の皆さんからご意見をいただくため、都市計画に関する公聴会を開催します。

1. 公聴会開催日時及び場所

対象市町村：那覇広域都市計画区域（那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町）

日時及び場所：①令和4年6月1日（水曜日）午後7時開始

豊見城市役所 1階市民交流スペース（豊見城市宜保一丁目1番地1）

②令和4年6月2日（木曜日）午後7時開始

西原町町民交流センター 中ホール（西原町字小波津555）

2. 都市計画の変更の原案の概要

那覇広域都市計画区域は今後10年程度人口増加が見込まれていることから、保全と開発の両立を図りながら、良好な住環境とともに歴史・自然資源と産業・観光振興が調和する土地利用が図れるよう区域区分の見直しの変更原案を策定しました。

3. 原案の縦覧について

- (1)縦覧開始日：令和4年5月10日（火曜日）
- (2)縦覧終了日：令和4年5月25日（水曜日）
- (3)縦覧時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日は除く）
- (4)縦覧場所：沖縄県庁11階エレベーターホール出入口（西側）

那覇市 都市みらい部 都市計画課

宜野湾市 建設部 都市計画課

浦添市 都市建設部 都市計画課

糸満市 建設部 都市計画課

豊見城市 都市計画部 都市計画課

北中城村 建設課

中城村 都市建設課

西原町 建設部 都市整備課

与那原町 まちづくり課

南風原町 経済建設部 まちづくり振興課

八重瀬町 経済建設部 都市整備課

※沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課のホームページでもご覧になれます。

(<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/toshimono/index.html>)

4. 公述の申出の方法について

(1) 公述人の要件

公述人となることができる者は、那覇広域都市計画区域内に住所を有する者となります。

(2) 公述申出期間

令和4年5月10日(火曜日)午前9時から公聴会開催日の1週間前の午後5時まで

①豊見城市会場 提出期限：令和4年5月25日（水曜日）

②西原町会場 提出期限：令和4年5月26日（木曜日）

(3) 公述申出書の提出先

沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課

(4) 提出方法

持参、電子メール、FAX 及び郵送により受け付けします。

※(2)の各会場提出期限の午後5時必着

- ・持参する場合は、「公述申出書」を沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 企画班へ提出
- ・電子メールの場合は、件名を「那覇広域都市計画区域区分の変更（原案）に対する意見の申出」とし、「公述申出書」を添付のうえ、次のアドレスあて送信をお願いします。

電子メール：aa065005@pref.okinawa.lg.jp

- ・FAX の場合は、「公述申出書」を次の宛先に送信をお願いします。

沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 企画班 FAX：098-866-5938

- ・郵送の場合は、「公述申出書」を次の宛先に送付をお願いします。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 企画班

(5) 公述の申出がない場合

各会場において公述の申出がない場合は、公聴会を開催しません。

※公聴会の開催については沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課のホームページでお知らせします。

(<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/toshimono/index.html>)

5. 問い合わせ先

◆沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課

TEL (098) 866-2408